

# 令和元年度インフルエンサー招請によるインバウンド観光推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 委託業務の内容

### (1) 業務の名称

令和元年度インフルエンサー招請によるインバウンド観光推進業務

### (2) 業務の目的

国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）において、訪日外国人旅行者数の目標を、2020年で4,000万人、2030年で6,000万人と設定し、「観光先進国」を目指す中、2018年には3,000万人を突破し、過去最高を記録した。また、2018年の訪日外国人旅行消費額についても、過去最高の4兆5,064億円と推計されている。

また、国の調査によると、訪日外国人旅行者の旅行動態は変化しており、団体旅行（パッケージツアー）から個人旅行（FIT）に移行しつつあることや、インターネットによる情報収集の増加、モノ消費からコト消費への移行といった状況が顕在化している。

上述の変化に対応すべく、佐賀市においても、海外市場に影響力のあるインフルエンサーを招請し、SNS（ソーシャルネットワークサービス）やブログ等を通じて、情報発信を行うことにより、佐賀市の観光認知度の向上を図ることを目的とする。

併せて、外国人観光客目線による市内観光資源等への意見を聴取し、今後の商品開発やサービス・おもてなし環境向上の検討材料とすることを目的とする。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和元年12月27日まで

### (4) 実施場所

佐賀市

### (5) 契約の相手方の選定

本業務は、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を業務委託候補者とする。

### (6) 業務内容

仕様書（案）のとおり

## 2 委託上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※令和元年10月の消費税率引上げを考慮し、消費税率10%で積算すること。

## 3 応募資格

(1) 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- ① 令和元年度において佐賀市物品購入等競争入札参加資格を有すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 企画提案書の提出期限までの間、佐賀県又は佐賀市から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者
- ⑥ 国税及び地方税の滞納が無いこと
- ⑦ 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること
- ⑧ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑨ 業務の一部を再委託する場合は、再委託事業者が上記①～⑧を満たすこと。
- ⑩ 参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者は、当募集に参加できない。

#### 4 スケジュール（予定を含む。）

項 目	期 日
公募開始	7月17日（水）
質問受付期限	7月24日（水）午後5時まで
質問の回答	7月30日（火）頃
企画提案書の提出期限	8月9日（金）午後5時まで
1次審査結果の通知	8月中旬
2次審査（プレゼンテーション）	8月下旬
2次審査結果通知	8月末頃
業務委託契約の締結・業務開始	8月末頃

#### 5 質問及び回答

##### (1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

- ① 受付期限 令和元年7月24日（水）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法
  - ・ 指定様式（様式第4）を用いて、電子メールにより提出すること。
  - ・ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。  
kanko@city.saga.lg.jp（佐賀市経済部観光振興課）
  - ・ 電子メールの件名は「プロポーザル質問」と入力し、指定様式を添付した上で送信すること。また、電話にて受信確認をすること。
  - ・ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

##### (2) 回答

質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和元年7月30日（火）頃を目途に佐賀市のホームページ上で公表する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

#### 6 企画提案書の提出

##### (1) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書表紙（様式第1） 正本1部
- ② 企画書（自由様式） 正本1部
  - ・ 日本工業規格A4判片面印刷で10頁以内とする。

- ・仕様書（案）に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、以下について記載すること。図表等を用いることも可とする。

企画概要	・企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。また、観光地としての佐賀市の特徴についても触れること。
実績	・過去に国又は地方公共団体から受注した同様又は類似の業務実績がある場合は、その内容について記載すること。
企画案の内容	・ターゲット市場の特徴について記載すること。 ・周遊コースの企画案について記載すること。 ・招請するインフルエンサーについて記載すること。なお、そのインフルエンサーが得意とする分野やフォロワーのセグメント及びその数についても触れること。 ・インフルエンサーによる情報発信の媒体及び見込み回数を記載すること。 ・インフルエンサーによる佐賀市観光に関するヒアリング内容案を記載すること。
成果把握	・目的及び目標の達成状況を把握するための方法について記載すること。なお、効果測定及び分析案について具体的に記載すること。
実施体制	・事業実施体制について記載すること。なお、従事予定者について、参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
スケジュール	・全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

③ 付属書類 各1部

- ・会社等の概要（様式任意。既存のパンフレット等可）
  - ・履歴事項全部証明書（提出日の3か月以内の原本）
  - ・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
  - ・市区町村税に滞納がないことの証明書
  - ・暴力団排除に関する誓約書（別紙）
- ※業務の一部を再委託する場合は、再委託先についても提出すること

④ 費用見積書（様式第2） 正本1部

見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

(2) 提出期限 令和元年8月9日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は8月9日(金)午後5時までに必着)

- (4) 提出先 佐賀市 経済部 観光振興課 観光・コンベンション推進室  
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所6階

## 7 業務委託候補者の選考

### (1) 選考方法

- ① 1次審査及び2次審査による審査を行う。
- ② 1次審査は、書類審査により行う。審査結果は、確定後直ちに、提案者に文書で通知する。
- ③ 2次審査は、プレゼンテーションにより行う。1申請者につき30分(説明20分、質疑10分)を予定し、順次個別に行う。
- ④ 2次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、順位が1位である提案者を業務委託候補者とする。
- ⑤ 詳細については、別途連絡することとする。

### (2) 選考基準

別紙「審査項目及び配点(合計60点)」により行うものとする。

## 8 欠格事由

### (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- ① 提出された提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- ② 本実施要領等に従っていない場合
- ③ 選考に参加しなかった場合
- ④ 同一の応募者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ⑤ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- ⑥ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- ⑦ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

### (2) その他

- ① 企画書の提出を取り下げる場合は、速やかに「参加辞退届」(様式第3)を提出すること。
- ② 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された企画書等は返却しない。

- ③ 企画書等の再提出は認めない。
- ④ 審査は提出された企画書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 9 その他必要な事項

### (1) 契約に関する条件等

#### ① 業務内容の協議

契約後の業務にあたっては、企画提案された業務そのものを実施するものではなく、市と十分に協議の上、決定するものとする。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。

#### ② 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は佐賀市に帰属するものとし、また、市は、本業務の成果品を、自ら使用及び使用許諾した範囲に必要な範囲において、随時利用できるものとする。

#### ③ 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### ④ 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）を遵守しなければならない。

### (2) その他留意事項

#### ① 企画書の取り扱い

ア 提出された企画書は、原則として返却しない。また、提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は原則として認めない。

イ 企画提案書作成に要する費用等は、すべて提案者の負担とする。

#### ② 提出後の変更

企画提案書に記載した配置予定の総括担当者等を変更することはできない。

別紙

審査項目及び配点（合計60点）

評価項目		観点	配点
1 業務の理解度	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的、趣旨を十分に理解した上で、取組方針及びコンセプトが示されているか。</li> <li>・観光地としての佐賀市の特徴について、分かりやすく記載されているか。</li> </ul>	5
	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者は、同種・類似業務の実績を有しているか。</li> </ul>	5
2 企画案の内容	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書（案）に示されたターゲット市場について、その特徴を十分理解しているか。</li> </ul>	5
	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周遊コースの企画案は、具体的かつ分かりやすい内容になっているか。また、実現可能な提案となっているか。</li> </ul>	5
	(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・招請するインフルエンサーについて、その特徴を分かりやすく記載されているか。</li> <li>・インフルエンサーの情報発信により、効果的なPRが見込まれるか</li> <li>・インフルエンサーによる佐賀市観光に関するヒアリング案を分かりやすく示されているか。</li> </ul>	5
	(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的及び目標の達成状況を把握するための方法について記載されているか。</li> <li>・効果測定及び分析案について具体的に記載されているか。</li> </ul>	5
3 業務遂行能力	(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか</li> </ul>	5
	(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務工程ごとに明確なスケジュールが記載されているか</li> </ul>	5
4 経費積算の妥当性	(9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか</li> </ul>	10
5 企業立地特性	(10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀市内に本店、支店等があるか。</li> <li>※本店がある場合：10点</li> <li>※支店等がある場合：5点</li> </ul>	10
合計			60

様式第 1

提案書

令和 年 月 日

佐賀市長 様

郵便番号

住所（所在地）

団体名

代表者名

㊟

令和元年度インフルエンサー招請によるインバウンド観光推進業務委託公募型プロポーザルに応募したいので、「令和元年度インフルエンサー招請によるインバウンド観光推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき下記書類を添えて提案書を提出します。

記

- 1 企画書（自由様式。ただし、A4判片面印刷で10頁以内とする。）
- 2 提案書付属書類(各1部)
  - ・会社等の概要
  - ・履歴事項全部証明書
  - ・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
  - ・市区町村税に滞納がないことの証明書
  - ・暴力団排除に関する誓約書（別紙）



様式第2

令和 年 月 日

費用見積書

佐賀市長 様

郵便番号

住所（所在地）

団体名

代表者名

㊞

令和元年度インフルエンサー招請によるインバウンド観光推進業務委託について  
の見積を下記のとおりとします。

記

見積価格： \_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 見積に係る積算内訳書を別途添付してください。（様式任意）

様式第3

令和 年 月 日

佐賀市長 秀島 敏行 様

郵便番号

住所（所在地）

団体名

代表者名

㊟

参 加 辞 退 届

令和元年度インフルエンサー招請によるインバウンド観光推進業務に関する委託  
業者選定のための公募型プロポーザルを辞退します。

様式第4

質問用紙

法 人 等 名	
担 当 部 署	
担当者職・氏名	
質 問 件 名	
質 問 内 容	

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。

また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

所在地 \_\_\_\_\_

[ 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 ]

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

性 別 男 ・ 女